

◎請負代金内訳書の提出における留意点

令和4年4月1日以降に公告等される公共工事を契約するにあたり、法定福利費額を記載した請負代金内訳書を契約から10日以内に提出することになります。下記に留意のうえ作成し、契約書と同部数提出してください。

内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分です。

請負代金内訳書は、入札時に提出する「工事費内訳書」と内容が類似していますが、金額等の内容が必ずしも同一である必要はありません。作成にあたっては、次の国土交通省ホームページ等を参考にして下さい。

○「建設業における社会保険加入対策について」

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

○「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」

(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473224.pdf>)

記

1. 請負代金内訳書への法定福利費額の明示

請負代金内訳書は次の点に注意し作成して下さい。

- ①計算間違いや桁のずれ等、数值的・機械的に誤っていないこと。
- ②法定福利費の算出に当たって、国土交通省作成のマニュアルに準拠する等適切な方法で行うこと。
- ③下請契約を締結する工事(締結することが見込まれる工事を含む。)においては、当該下請業者分の法定福利費を含めていること。

2. 公共工事の発注者による法定福利費の確認

受注者により明示された法定福利費額と予定価格に占める法定福利費概算額(ぐんま電子入札共同システムにおいて公開)を比較し、一定以上の乖離がある(受注者により明示された法定福利費額が予定価格に占める法定福利費概算額の1/2未満)の場合、発注者から算出根拠の確認や誤記等の訂正が指示されます。未記入、「不明」等、具体的な金額が記載されていないものは認められません。

3. 確認の結果、一定以上の乖離がある場合の説明

受注者による算出根拠の確認を経てもなお一定以上の乖離がある場合、発注者は受注者に対して法定福利費額の算出根拠の確認を求めます。その場合、受注者には法定福利費額の算出に用いた根拠資料(下請企業から提出された見積り、労務費額、法定保険料率等)の提示による明確な説明が求められます。

4. 不正行為が疑われる場合

説明を聴取した際に、下請企業からの見積書等の客観的な根拠資料が提示されない、一定以上の乖離があることについての明確な説明がなされない、法定福利費を一方的に削減していることが明らかなど、不正行為(建設業法第19条の3等に違反するおそれ)が強く疑われる場合については、建設業許可部局と連携し、必要な措置を講ずることもあります。

【別紙】請負代金内訳書の記載について

令和 7 年 12 月 1 日付け契第 457-65 号「公共工事の発注における入札金額の内訳について（通知）」において、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をすることとしたところです。

この記載に関し、請負代金内訳書の記載については、令和 8 年 2 月 19 日付契第 30039-7 号「工事費内訳書への労務費等の記載について（通知）」の 1 に示す内容と同様の扱いとします。

（参考：「工事費内訳書への労務費等の記載について（通知）」より）

- 1 当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下のとおり記載することとします。なお、法定福利費については従前より見積の明示を求めていることから、当該取扱いの対象外となります。

- ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載する。
- ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載する。ただし、上記の取扱いが認められるのは、算出が困難な場合に限ります。